

# 教 育 公 報

三重県教育委員会

## 目 次

公 告 ○ 令和元年度教科書展示会の開催 .....	小中学校教育課	1頁
お知らせ ○ 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 .....	福利・給与課	2頁

## 公 告

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年7月10日法律第132号）第5条の規定に基づき、令和元年度教科書展示会を次のとおり開催します。

令和元年5月28日

三重県教育委員会

- 開催期間 6月10日以降の最初の金曜日を開始時期とする14日間を基本とする。
- 開催場所及び開催日

会場	場所	開催場所責任者 職・名前	展示期間 及び展示時間帯	所在地
○桑名	桑名市役所 市民ラウンジ (市役所地下)	桑名市教育研究所 所長 山津 由佳里	6月3日(月)～6月27日(木) 9:00～17:00(平日) 9:00～16:00(土・日曜日)	〒511 8601 桑名市中央町 2丁目37番地
四日市	四日市市総合会館 6階 図書室	四日市市教育委員会 指導課長 高橋 啓	6月14日(金)～6月27日(木) 9:00～17:00(平日) 9:00～15:00(土・日曜日)	〒510 0085 四日市市諏訪町 2番2号
鈴鹿	鈴鹿市役所 1階 市民ギャラリー	鈴鹿市教育委員会 教育指導課長 堀之内 宏行	6月14日(金)～6月17日(月) 9:00～17:00(平日・日曜日) 10:00～17:00(土曜日)	〒513 8701 鈴鹿市神戸 丁目18番18号
	鈴鹿市役所 15階 展望ロビー		6月18日(火)～6月27日(木) 9:00～17:00(平日・日曜日) 10:00～17:00(土曜日)	
○亀山	亀山市立図書館	亀山市教育委員会 学校教育課長 西口 昌教	6月14日(金)～6月30日(日) 9:00～19:00(平日) 9:00～17:00(土・日曜日) ※6月18日、25日、28日を除く。	〒519 0151 亀山市若山町 7番地20
●三重県	三重県総合 教育センター	三重県教育委員会 小中学校教育課長 大塚 千尋	6月14日(金)～6月27日(木) 9:00～17:00	〒514 0007 津市大谷町 12番地
○津	津市教育委員会庁舎 3階 会議室3	津市立教育研究所 所長 川原田 元	6月14日(金)～7月3日(水) (土曜日・日曜日を除く) 9:00～17:00	〒514 0035 津市西丸之内 37番8号
○松阪	松阪市 子ども支援研究センター	松阪市 子ども支援研究センター 所長 大辻 結花	6月14日(金)～6月27日(木) 9:00～17:00	〒515 0818 松阪市川井町 690番地1
伊勢	伊勢市生涯学習センター いせトピア 3階ロビー	伊勢市教育委員会 学校教育課長 西岡 幸	6月14日(金)～6月28日(金) (17日(月)を除く) 9:00～21:00	〒516 8520 伊勢市黒瀬町 562番地12
○志摩	志摩市総合教育センター	志摩市総合教育センター センター長 田畑 拓夫	6月14日(金)～7月3日(水) (土曜日・日曜日を除く) 9:00～17:00	〒517 0603 志摩市大王町波切 1985番地4
伊賀	伊賀市 教育研究センター	伊賀市教育研究センター 所長 谷口 修	6月14日(金)～7月3日(水) (土曜日・日曜日を除く) 9:00～17:30	〒518 0814 伊賀市上友生 785番地
尾鷲	紀北教育会館	紀北教育研究所 所長 中井 克佳	6月14日(金)～6月28日(金) 9:00～17:00	〒519 3406 紀北町相賀 379番地1
熊野	熊野市文化交流センター 熊野市立図書館	熊野市教育委員会 学校教育課長 佐藤 卓哉	6月15日(土)～6月30日(日) (月曜日を除く) 9:00～17:00	〒519 4324 熊野市井戸町 643番地2

注・●印の会場には、小学校用・中学校用・高等学校用教科書見本及び一般図書(特別支援学級及び特別支援学校の小  
中学部の児童生徒が使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書)見本を展示します。

・○印の会場には、小学校用・中学校用教科書見本を展示します。

・印のない会場には、小学校用・中学校用・高等学校用教科書見本を展示します。

### お知らせ

令和元年5月28日付け三重県公報第7号に、教育委員会関係規則が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年五月二十八日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子  
三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

**三重県人事委員会規則**  
**三重県教育委員会規則 第一号**

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年 三重県人事委員会規則 第二十一号 三重県教育委員会規則）

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前																																						
別表第3（第5条関係）学歴免許等資格区分表			別表第3（第5条関係）学歴免許等資格区分表																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">学歴免許等の区分</th> <th rowspan="2">学歴免許等の資格</th> </tr> <tr> <th>基準学歴区分</th> <th>学歴区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2 短大卒</td> <td>一 短大3卒</td> <td>(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了 (2)～(4) (略)</td> </tr> <tr> <td>二 短大2卒</td> <td>(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了 (2)～(6) (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3・4 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			学歴免許等の区分		学歴免許等の資格	基準学歴区分	学歴区分	1 (略)	(略)	(略)	2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了 (2)～(4) (略)	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了 (2)～(6) (略)	(略)	(略)	3・4 (略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">学歴免許等の区分</th> <th rowspan="2">学歴免許等の資格</th> </tr> <tr> <th>基準学歴区分</th> <th>学歴区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2 短大卒</td> <td>一 短大3卒</td> <td>(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2)～(4) (略)</td> </tr> <tr> <td>二 短大2卒</td> <td>(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2)～(6) (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3・4 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			学歴免許等の区分		学歴免許等の資格	基準学歴区分	学歴区分	1 (略)	(略)	(略)	2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2)～(4) (略)	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2)～(6) (略)	(略)	(略)	3・4 (略)	(略)	(略)
学歴免許等の区分		学歴免許等の資格																																							
基準学歴区分	学歴区分																																								
1 (略)	(略)	(略)																																							
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了 (2)～(4) (略)																																							
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了 (2)～(6) (略)																																							
	(略)	(略)																																							
3・4 (略)	(略)	(略)																																							
学歴免許等の区分		学歴免許等の資格																																							
基準学歴区分	学歴区分																																								
1 (略)	(略)	(略)																																							
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2)～(4) (略)																																							
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2)～(6) (略)																																							
	(略)	(略)																																							
3・4 (略)	(略)	(略)																																							
備考 (略)			備考 (略)																																						

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成三十一年四月一日から適用する。

発 行  
津市広明町13番地 三重県教育委員会